

# 企画委員会運営細則

制定：平成13年6月9日  
改正：平成17年5月20日  
改正：平成25年10月27日  
改正：平成26年10月26日  
改正：令和2年8月20日

## (通則)

第1条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下「学会運営規程」という。）に基づき設置された企画委員会（以下「本委員会」という。）の運営について定めたものである。本委員会の運営については、学会運営規程の定めによるほか、この細則によるものとする。

## (組織および構成)

第2条 本委員会には、委員長（1名）、副委員長（2名以内）および幹事（2名以内）を置き、委員長、副委員長及び幹事を含め委員は20名以内とする。

- 2 委員長は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 副委員長、幹事、委員は、委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。
- 4 本委員会に事務局の出席を求めることができる。

## (所掌事務)

第3条 本委員会の所掌事務は、以下のとおりである。

- (1) 学会活動に関する企画
- (2) 広報委員会と連携した広報活動の検討
- (3) 研究普及活動のあり方の検討
- (4) 災害情報に関する学術的調査研究の推進・方法の検討
- (5) 内外の諸団体との交流および協力のあり方の検討
- (6) その他必要な事項

## (小委員会、研究会等の設置)

第4条 本委員会に、小委員会、研究会等を設置することができる。

## (本運営細則等の改廃)

第5条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

## 付 則

本運営細則は、平成13年6月9日から施行する。  
本運営細則の改正は、平成17年5月20日から施行する。  
本細則の改正は、平成25年10月27日から施行する。  
本運営細則の改正は、平成26年10月26日から施行する。  
本運営細則の改正は、令和2年8月20日から施行する。